

ひとりで 悩まないで

DVのない社会を目指して—

DVは犯罪にもなる
重大な人権侵害です!
どんな場合であっても、
決して許されません!

島根県では、配偶者等からの暴力のない社会を目指して、
「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」を策定しました。

島 根 県

DVに関するQ&A

DVって何?

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からふるわれる「暴力」です。「DVは犯罪にもなる重大な人権侵害であるとともに、個人の尊厳を害するものであり、決して許されません。」

「暴力」には様々な形態があり、多くの場合、何種類かが組み合わせられ、しかも、繰り返し断続的に行われます。

身体的暴力

- 殴る
- 蹴る
- 突き飛ばす
- 髪を引っ張る
- 物を投げつける
など

精神的暴力

- 大声で怒鳴る
- 無視して口を
きかない
- 人の前で
バカにする
など

経済的暴力

- 生活費を
渡さない
- お金の使い方を
監視する
- 外で働くことを
妨げる など

性的暴力

- 見たくない
ポルノを見せる
- 性行為を
強要する
- 避妊に
協力しない など

社会的暴力

- 行動を監視する
- 携帯電話を
チェックする
- 友人との
付き合いを
制限する など

配偶者=夫?

男女を問いません。婚姻届を出していない、いわゆる「事実婚」も含まれます。離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合は、元配偶者も対象になります。

DVの影響は?

暴力は被害者の心身に大きな影響を与えます。暴力をふるわれることにより、アザや打ち身のほか骨折したり失明する場合や、時として、死に至ることもあります。家庭という個人的な生活の場で繰り返しふるわれる暴力は、被害者の心も大きく傷つけ、抑うつ、強い不安感、無力感など、精神面への悪影響をきたしたりPTSD「外傷後ストレス障害」を引き起こし、不眠、頭痛等の身体的症状が表れることもあります。また、「どこに逃げても探し出されるだろう」「逃げられない」というように、逃げる気力や誰かに相談する気力も持てなくなることもあります。

子どものためには、母親として我慢するべきでは?

かえって、子どもを良くない環境に置くことになります。子どもに配偶者間の暴力を見せることや聞かせることは児童虐待です。暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。



暴力をふるわれる方にも問題があるのでは？

暴力はどんな理由があっても許されません。
暴力をふるう人は「言うことを聞かないから」など、様々な理由をあげますが、どんな理由があっても暴力は許されません。
加害者は、自分の非を隠すために暴力を使うこともあり、また暴力など大したことではないと過小に考えています。また、自分より弱い立場の者を支配し、服従させるために暴力という手段を選んでいるとも言われています。

暴力をふるう人は、特別な人？

加害者に一定のタイプはありません。
加害者については、決まったタイプはなく、年齢、学歴、職種、年収などに関係がないと言われています。家庭の外では、人当たりが良く社会的信用もあり、暴力をふるっているとは想像できないような人もいます。

DVは家庭の問題だから、自分で解決すべきでは？

だれもが、自分の身近な問題と認識し社会全体で解決すべき問題です。
DVは家庭内の問題なので相談する事が恥ずかしいと、被害者自身が周囲への体裁を気にしたり、また周囲も、単なる夫婦げんか、個人的な問題と見過ごしてきました。
しかし、暴力の事実を第三者に知ってもらうことは、とても大切なことです。誰もが人ごととしてではなく、自分の身近な問題と認識し社会全体で解決すべき問題なのです。

DV被害者を守る法律はありますか？

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)があります。
今まで「家庭内のこと」として見過ごされてきたDVを防止し、被害者を保護するためのDV防止法が平成13年に制定されています。(平成16年、19年改正)
この法律に基づいて、「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に置かれ、DV被害者を守る様々な施策が行われています。

デートDV

若い恋人間で起こるDVを「デートDV」と呼んでいます。
DVは決しておとなだけの問題ではなく、若者の間でも同じような暴力が起こっています。
若者は、束縛を愛情だと思い込む傾向があるため、デートDVは親密な関係になった途端に起こりやすくなります。

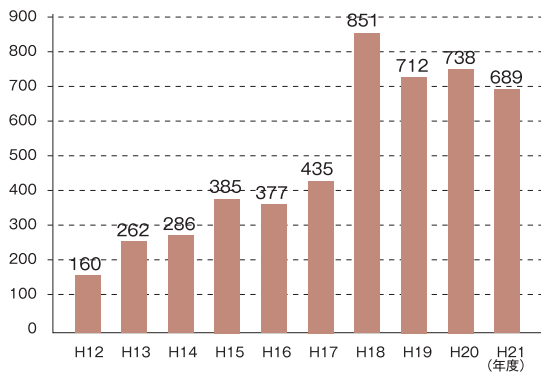
島根県の現状

DVを経験したり、見聞きしたことがあるか

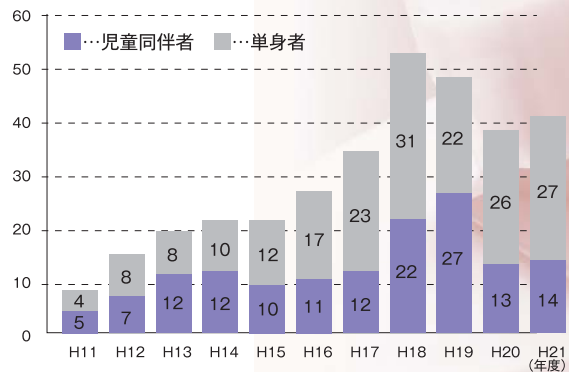
島根県「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(平成21年度)



DV相談件数の推移



DV被害者の一時保護の推移



DVに対する意識をチェックしてみましょう

相手の暴力的態度を見分けましょう。

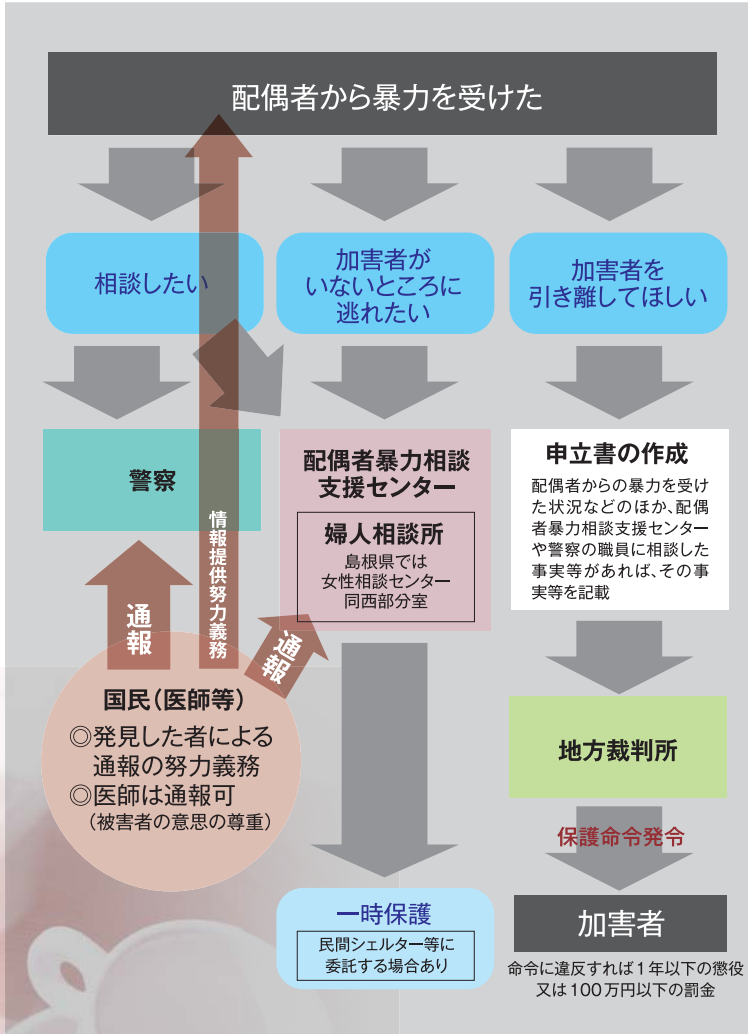
- 相手の機嫌を損ねては大変なので、要求を受け入れてしまう。
- 相手は、自分を最優先にしないと、ふてくされたり怒鳴ったりする。
- 相手から、頻繁に批判されたり、バカにされる。
- 相手がお金の管理をして、細かく報告させる。
- 相手は、私の友人、親戚とつきあうことを嫌がったり、制限したりする。
- 相手は、実際に殴ることはないが、殴りかかるふりをしたり物を投げつける。
- 相手は、私が何を言っても、無視する。

ひとつでも該当する項目があったら、DVでないか考えてみましょう。

「DV防止法」のしくみ



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)



通報

配偶者からの暴力(身体に対する暴力に限ります。)を受けている被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターか警察官に通報するよう努めることとされています。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者からの身体に対する暴力によって生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所は、被害者からの申し立てにより、加害者に対して「接近禁止命令」と「退去命令」の保護命令を発することができます。保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

接近禁止命令

加害者に被害者の身辺へのつきまといなどを禁止(6か月間)(併せて同居する子どもへの接近禁止、電話やメール等禁止、親族等への接近禁止が申し立て可能)

退去命令

加害者に住居からの退去を命令(2か月間)

法律の対象 「配偶者からの暴力」とは…

- 「配偶者」には、婚姻の届け出をしていない「事実婚」を含みます。男性、女性の別は問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有しています。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県は、「配偶者暴力相談支援センター」を設置することとされています。

島根県では、女性相談センター、同西部分室がこの業務を行っています。

主な業務

- 相談又は相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の一時保護
- 被害者の自立生活促進のための援助
- 保護命令制度の利用についての援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての援助



島根県DV対策基本計画(第2次改定版)を策定しました

計画の性格等

- ◎計画の性格：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第1項の規定に基づく法定計画
- ◎計画の期間：平成23年度から5年間

基本理念

- ◎配偶者からの暴力のない社会
- ◎配偶者から暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ◎配偶者から暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

基本目標及び主な施策

基本目標	主な施策	現状値と目標値
I 配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向けた教育・啓発の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な媒体で、DV相談窓口の周知を図り、特に相談カード内容の充実、配置場所の拡大に努めます。 ●DV予防のためには、若い時からのDVに対する認識が必要であることから、若年層対象の啓発を行います。 	DV法の認知度 77.7% ↓ 82.0%
II 適切な相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村において、配偶者暴力相談支援センターが配置されるよう働きかけるとともに、DV相談窓口の設置・明示を働きかけます。 ●県、市町村、民間団体等の相談員・相談担当者の資質向上に努めます。 	DV相談窓口を明示している市町村数 18市町村 ↓ 全市町村
III 被害者の緊急かつ安全な保護の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の多様な状況に応じた適切な保護ができるよう、一時保護委託を行い、委託先の拡充に努めます。 ●児童相談所との連携を強化し、同伴児に対する心理的ケアを充実し、子どもの状況に応じた適切な保護に努めます。 	一時保護委託契約先数 7施設 ↓ 8施設
IV 被害者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者自立支援金貸付事業や、ステップハウス提供事業の適切な運用に努め、被害者の自立支援を行います。 ●市町村営住宅の優先入居について、積極的に働きかけます。 	公営住宅優先入居実施市町村数 11市町村 ↓ 16市町村

V 関係団体との連携等

- 市町村に対し、DV計画の策定について、また一元的相談対応ができるよう庁内連絡会の設置について、働きかけます。
- 効果的な施策の実施を図るため、市町村の相談状況について把握していきます。

DV計画策定市町村数

7市町村

↓
全市町村

各基本目標ごとに、数値目標を設定し、効果的な施策推進を行います。

身近な人がDVを受けているのに気づいた方に

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であり、また、被害者も保護を求めることをためらうことから、「DV防止法」では、配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター（島根県では女性相談センター、同西部分室）又は警察官に通報するよう努めると定められています。

DVは重大な人権侵害であるとともに、更なる暴力により生命や身体に重大な危害が及ぶこともあります。「単なる夫婦げんか」と考えずに、被害者に対し、受けている暴力がDVにあたることを伝えて、相談窓口などDVに関する情報を提供してください。

被害者から相談を受けた方に

「あなたは悪くない」という態度で、相談者の話をありのままに受け入れてください。話を受け止めるだけでも相談者を力づけることとなります。また、相談者のプライバシーは守り、相談者の了解を得ずに他の人に話をしたり、相談内容について加害者に確認することなどは決してしないでください。

また、相談を受ける際には、二次的被害を起こさないよう気を付けてください。二次的被害とは、被害者と接する中で、配慮に欠けた言動などが原因で、被害者を再び傷つけてしまうことです。「あんなに優しい人が暴力をふるうはずはない」「子どものために我慢したら」などの言葉は被害者を更に傷つけてしまいます。

これからの生き方を決めるのは被害者本人です。被害者の意思を尊重したうえで、相談窓口にご相談するようアドバイスしてください。

相談を受けたら、このカードを渡してあげてください。

女性相談の窓口 女性相談員が相談に応じます。相談費用は無料、秘密は厳守します。

*相談時間 / 月～金曜日(8時30分～17時)(土、日、祝日、休日、年末年始を除きます)
*女性相談センター(西部分室を除く)では、土・日の電話相談も行います。(祝日・休日・年末年始を除く)

■女性相談センター 松江市大輪町420
(配偶者暴力相談支援センター) 0852-25-8071

■女性相談センター西部分室
(愛称:あすてらす女性相談室)(配偶者暴力相談支援センター)
大田市大田町イ236-4
0854-84-5661

■出雲児童相談所 出雲市小山町70
0853-21-8789

■浜田児童相談所 浜田市上府町イ2591
0855-28-3434

■益田児童相談所 益田市高津8-14-8
0856-31-1886

■中央児童相談所隠岐相談室
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
08512-2-9810

女性相談の窓口 女性相談員が相談に応じます。相談費用は無料、秘密は厳守します。

*相談時間 / 月～金曜日(8時30分～17時)(土、日、祝日、休日、年末年始を除きます)
*女性相談センター(西部分室を除く)では、土・日の電話相談も行います。(祝日・休日・年末年始を除く)

■女性相談センター 松江市大輪町420
(配偶者暴力相談支援センター) 0852-25-8071

■女性相談センター西部分室
(愛称:あすてらす女性相談室)(配偶者暴力相談支援センター)
大田市大田町イ236-4
0854-84-5661

■出雲児童相談所 出雲市小山町70
0853-21-8789

■浜田児童相談所 浜田市上府町イ2591
0855-28-3434

■益田児童相談所 益田市高津8-14-8
0856-31-1886

■中央児童相談所隠岐相談室
隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
08512-2-9810



あなたがDVで苦しんでいたら、
まずは相談して下さい。

*女性相談窓口

女性相談員が相談に応じます。相談費用は無料、秘密は厳守します。
相談受付時間／月～金 8：30～17：00(年末年始・祝日・休日を除く)
女性相談センター(0852-25-8071)では土日の電話相談も行います。
(年末年始・祝日・休日を除く)

松江	女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター) ☎0852-25-8071 松江市大輪町420
大田	女性相談センター西部分室(配偶者暴力相談支援センター) ☎0854-84-5661 大田市大田町1236-4
出雲	出雲児童相談所(女性相談窓口) ☎0853-21-8789 出雲市小山町70
浜田	浜田児童相談所(女性相談窓口) ☎0855-28-3434 浜田市上府町12591
益田	益田児童相談所(女性相談窓口) ☎0856-31-1886 益田市高津8-14-8
隠岐	中央児童相談所隠岐相談室(女性相談窓口) ☎08512-2-9810 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

*警察(24時間対応)

☎ #9110 または 0852-31-9110

*内閣府DV相談ナビ

☎0570-0-55210

お近くの相談窓口を自動音声によりご案内します。

点線に沿って切り取って、カードとして持ち歩けます。

 <p>ドメスティック・バイオレンス (DV)ってなに?</p> <p>ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。</p> <p>ひとりで悩まないで…</p>	 <p>ドメスティック・バイオレンス (DV)ってなに?</p> <p>ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力のことです。</p> <p>ひとりで悩まないで…</p>
<p>ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪です。 島根県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター) 0852-25-8161 ☎ 緊急時にご連絡ください</p> <p>内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ 0570-0-55210 お近くの相談窓口を自動音声によりご案内します。</p>	<p>ドメスティック・バイオレンス(DV)は犯罪です。 島根県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター) 0852-25-8161 ☎ 緊急時にご連絡ください</p> <p>内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ 0570-0-55210 お近くの相談窓口を自動音声によりご案内します。</p>